

1. 電気工事



全出展者 提出必須書類

お申込みプランによって、申込手順（提出書類）が異なります。

●電灯・電力供給申込書

or

●スマート装飾プラン
(パッケージブース) 申込書

本申込書は出展者マイページに掲載しています。

提出先：飯田電機工業（株）

提出先：（株）昭栄美術

提出期限：2025年1月17日（金）

提出期限：2025年1月17日（金）

※スマート装飾プラン（パッケージブース）をお申込みの方は「電灯・電力供給申込書」を提出する必要はありません。

基礎ブース

開閉器（ブレーカー）1箇所のみブースに含まれます。
※分電盤・コンセント等は各社で手配ください。

「電灯・電力供給申込書」を
飯田電機工業（株）へ提出

※「電灯・電力供給申込書」は、電気を使用しない出展者も「電気を使用しない」欄にチェックをして必ず提出してください。

スマート装飾プラン
(パッケージブース)

一部電気工事費・使用料を含んだプランです。

（出展者マイページ内）
提出書類専用ページの
「パッケージブース」より申込

詳細は別冊「展示ブースの装飾・スマート装飾プラン（パッケージブース）のご案内」を参照。

※スマート装飾プラン（パッケージブース）をお申込の方は基本的に提出不要ですが、別途追加で200Vの電源が必要な場合は「電灯・電力供給申込書」の提出が必要です。

(1) 電気幹線工事担当会社

事務局が行う電気幹線工事は**飯田電機工業（株）**が担当します。申込手続きおよび電力事情等について不明な点がございましたら**飯田電機工業（株）**にお問合せください。

(2) 展示場内の一般照明

東展示場の一般天井照明の平均照度は、1～6ホールは400ルクス、7～8ホールは600ルクスです。

南展示棟の一般天井照明の平均照度は約600ルクス以上です。

出展物の展示および展示施設の設営にあたっては、これを考慮のうえ工事を行ってください。

※白熱灯など熱を持つアームスポットライトの場合は、火災の原因になりますので、周囲のすぐ近くに物を置かないようにしてください。



(3) 電気使用申込み手続き

①基礎ブース：「電灯・電力供給申込書」を飯田電機工業(株)へ提出。

※電気を使用しない場合も「電気を使用しない」欄にチェックをして必ずご提出ください。

②スマート装飾プラン(パッケージブース)：(出展者マイページ内) 提出書類専用ページの「パッケージブース」よりお申込みください。

※スマート装飾プラン(パッケージブース)をお申込の方は基本的に提出不要ですが、別途追加で200Vの電源が必要な場合は「電灯・電力供給申込書」の提出が必要です。

※指定期日までに上記提出がない場合は所要電力計画に含まれないため電力の供給ができません。また、会場全体への電力供給に関わるため、送電開始(3月10日(月)9:00予定)後の電気容量の変更はできません。

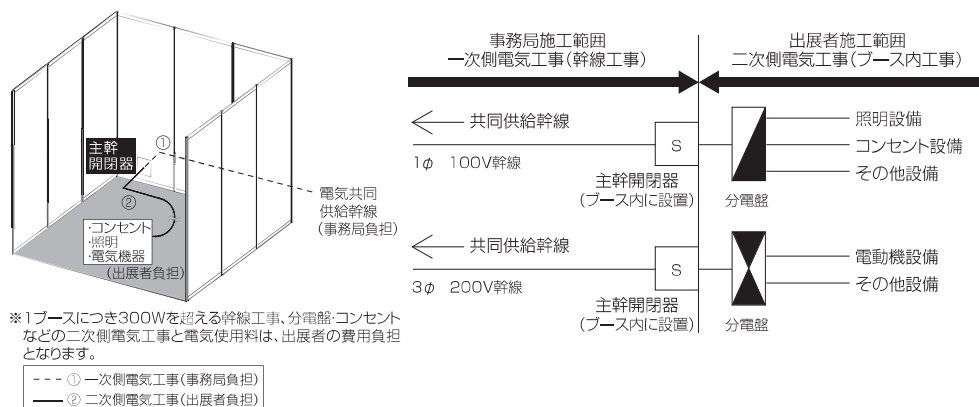
(4) 電気工事

<事務局が行う電気工事>

- ・事務局では「基礎ブース」におけるサービスとして、交流単相100V、1ブースにつき300Wまでの一次側電気工事(幹線工事)(下記図参照)を行います。
事務局より各出展者のブースまで配線し、主幹開閉器(ブレーカー)をつけてお渡しします。
- ・2ブース以上の場合も、原則として主幹開閉器(ブレーカー)は1箇所となります。
事務局が行う電気工事は飯田電機工業(株)が担当します。

<出展者側で行う電気工事>

事務局が設置した主幹開閉器(ブレーカー)以降の二次側電気工事(ブース内工事)は、出展者の手配で準備してください。分電盤、コンセントなどの二次側電気工事にかかる費用と電気使用料は出展者の負担となります。



【一次側電気工事(幹線工事)について】

※1ブースにつき300Wを超える一次側電気工事(幹線工事)が必要な場合は、P.41の「(5) 電気の供給限度と工事負担」をご参照ください。

※「スマート装飾プラン(パッケージブース)」では、1ブースにつき300Wを超える一次側電気工事(幹線工事)や二次側電気工事(ブース内工事)、電気使用料(上限あり)、その他装飾がパッケージされたサービスをご用意しています。

※交流単相200V、交流三相200Vを希望する場合は、1.0kWからのご用意となります。

(5) 電気の供給限度と工事負担

交流単相 100V、1 ブースにつき 300W までの一次側幹線工事は事務局負担にて行います。供給限度を超えて電力を使用する場合の幹線工事は、下記の通り出展者の負担となります。

※「基礎ブース」で引き渡した出展者は、交流単相 100V、1 ブースにつき 300W の供給容量を差引き算出します。

※「スマート装飾プラン（パッケージブース）」で引き渡した出展者は、各プランの供給容量を差引き算出します。

幹線工事料金（税込） 交流単相 100/200V、交流三相 200V

差引容量	料金（税込）	差引容量	料金（税込）
1.0kW まで	7,700 円	4.0kW まで	30,800 円
2.0kW まで	15,400 円	5.0kW まで	38,500 円
3.0kW まで	23,100 円	以降 1.0kW 増毎に	7,700 円

(6) 電気使用料金

電気使用料金は下記の通りお申込みワット数より算出されます。

※スマート装飾プラン（パッケージブース）であっても供給容量を超える電気を使用した場合は電気使用料金が発生します。

電気使用料金	1,980 円（税込）／1 kW（搬入日 1 日 + 会期 4 日間）
--------	-------------------------------------

(7) 電気工事・電気使用料 支払い方法

- ・電気工事料金および電気使用料金は、本展開催終了後、飯田電機工業（株）より請求します。内容をご確認のうえ、直接お支払いください。
- ・海外出展者や料金が少額の場合は飯田電機工業（株）が会期中に出展ブースに伺います。会期中に現金でお支払いいただくことも可能です。

(8) 電気方式

供給電気方式は下記の通りです。下記以外の特殊電圧は供給できませんのでご注意ください。

種類
交流単相／ 100V ／ 50 Hz
交流単相／ 200V ／ 50 Hz
交流三相／ 200V ／ 50 Hz

(9) 電気工事施工上の注意

- ① 電気工事を行うすべての作業者は、作業中必ず電気工事士法に基づく電気工事士等の免状を携帯してください。
- ② 電気用品は経済産業大臣の型式承認を受けたマーク入りのものを使用してください。
- ③ ネオン・フラッシュの使用は禁止します。
- ④ ブース内の電気設備のスイッチには必ず漏電ブレーカーを使用してください。
- ⑤ 100 V 電気設備工事では、1 台が 15 A 以上の器具の配線は 1 回路ごとに分岐し、その他は 15 A 以下ごとに分岐スイッチを設けてください。



- ⑥ 照明器具や機器の配線に際しては、F ケーブル以上の電線を使用してください。
コードの流し引きや接続器なしにコードを接続しないでください。
- ⑦ 白熱電灯や抵抗器など発熱する機器は、可燃材と接触したり、可燃物を加熱したりする恐れのないようにしてください。また、来場者に危険がおよばないよう機器の配線に注意してください。
- ⑧ 電気工事検査は経済産業省令電気設備技術基準および火災予防条例に照らし実施します。
- ⑨ 施工にあたっては人体または財物の損傷、その他事故防止に注意を払ってください。特に感電事故や火災には十分注意してください。
- ⑩ 出展者側で施工するブース内の電気工事はすべて会期前までに完了してください。会期中の電気配線工事は認められません。
- ⑪ **施工中・撤去中にコンセントを使用する際は、会場内の仮設分電盤コンセントをご使用ください。**
- ⑫ **電気設備の取扱い及び管理について**
 - ・ドラムリールは絶対に巻いたまま使用しないでください。
 - ・ドラムリールの定格電流を必ず確認のうえ、使用してください(本体のシールに記載)。※当該会場においてドラムリールの上記状態の使用を原因とする火災事故発生を受け、⑫を記載しています。
- ⑬ 電線の接続は、スリーブまたは圧着端子を使用してください。
- ⑭ 電線の接続部(充電部)は、電気絶縁用テープや自己癒着テープ等で絶縁処理をしてください。

(10) 場内への変圧器の持込み

異電圧を必要とする機器の実演のために、変圧器(タイトランス他)等を設置する場合、電気事業法、消防法などの関連法規規制があります。所轄の消防署や電気主任技術者から、機器の構造・設置位置・電気容量・消火設備等について指導を行っております。事前に設置場所について装飾会社や電気工事会社と打合せを行ってください。なお、規制内容等の詳細については**飯田電機工業(株)**へ直接お問合せください。

(11) ブース内への電気供給期間

期日	電気供給期間
3 / 10 (月)	9:00 送電開始 (予定)
3 / 14 (金)	17:00 送電停止

※送電開始時間より前に機械の調整／試運転のために電気供給を必要とする場合は可能な範囲で供給しますので、「**電灯・電力供給申込書**」に、その旨お書き添えください。

(12) 保護装置

電源異常および事故による停電や電圧降下により、実演上の支障や装置等の損傷が生じた場合、事務局ではその責任を負いません。出展者は事故防止のため十分な保護装置を施してください。

(13) 漏電ブレーカー

水回りで電気を使用する場合、水と電気を使用する機械などは、機器容量に合致した漏電ブレーカーを分電盤の主幹開閉器または分岐開閉器にとりつけてください。

(14) 開催期間中の保守

開催期間中は電気保守要員が会場内に常駐しております。ブース内で電気事故などが発生した場合はただちに通報してください。

■電気工事に関するよくある質問（F.A.Q.）

Q：申込容量がわかりません。

A：ブースで使用する電気製品の消費電力を調べ、その合計ワット数が申込容量となります。詳しくは、機器の裏などの表示や仕様書などで確認してください。

Q：一次側電気工事（幹線工事）とは何ですか？

A：会場の電源より各ブースまで電気を供給するための工事です。電気供給は、ブース内にメインスイッチボックスを設置し、スイッチを上げることで送電されます。この工事は、事務局から指定された飯田電機工業（株）が行います。

Q：一次側電気工事（幹線工事）の申込みをすれば、電気器具は使えますか？

A：使用できません。二次側電気工事が必要です。

Q：二次側電気工事（ブース内工事）とは何ですか？

A：一次側電気工事（幹線工事）で設置したメインスイッチボックスから分電盤を設置して、コンセントや照明などを接続する工事です。この工事は、電気工事士資格のある者が行わなければなりません。出展者指定の電気工事会社（装飾会社）でもかまいません。

Q：申込容量を超えて電気を使用した場合どうなりますか？

A：申込んだ容量しか電気は供給されません。それ以上の電気器具を使用した場合は、ブレーカー（分電盤）のスイッチが落ち、ブース内で電気が使えない状態になります。超過している器具をコンセントから外すなどし、申込分の容量にしてからスイッチを戻せば、再び使用できます。このような状況を防止するため、容量を正確に計算してお申込みください（現場での容量の増量は大変難しいです）。

Q：スポットライトを申込んだ場合、個数分のコンセントも申込みが必要ですか？

A：スポットライト分のコンセント申込みは不要です。取付工事、撤去工事が含まれております。ただし、出展者で持込みになったスポットライトにはコンセントの申込が必要です。

Q：スポットライトやコンセントの位置は、自分たちでも動かせますか？

A：危険です。展示会場に飯田電機工業（株）の担当者が常駐していますので、同社で設置した器具については、飯田電機工業（株）までご依頼ください。ただし、他電気工事会社による施工の場合は、そちらへご依頼ください。

Q：照明器具の種類は何がありますか？

A：「レンタル備品のご案内」を確認ください。ご案内以外の照明器具をご希望の場合は飯田電機工業（株）まで問合せください。

Q：照明はどれくらい設置すれば良いのでしょうか？

A：1ブースで、蛍光灯1～2灯、スポットライト4～6灯位が目安です。展示商品やレイアウトにも関係します。展示会場に飯田電機工業（株）の受付があるので、実際のブースの明るさなど見てから追加することも可能です。

Q：（海外製品など）220Vは供給可能ですか？

A：会場の電気供給は200Vまでとなります。220Vの電気供給は変圧器（別料金）の設置が必要となります。

Q：（海外製品など）プラグの形式が日本の形式と異なります。

A：プラグの写真をFAXかメールで飯田電機工業（株）に送付してください。

アダプターを用意しますが、場合によっては有料になります。

2. 水道・ガス・ エア配管工事

Q：見積は出せますか？

A：見積希望の場合はメールにてご連絡ください。担当者より回答します。
foodex2025@iidae.co.jp

Q：提出期限を過ぎてからの申込内容の変更は可能ですか？

A：会期 2 週間くらい前までなら変更可能です。ただし、状況によって変更できない場合もあります。

Q：図面の書き方がわかりません。

A：平面図で、ブレーカー（スイッチボックス）の位置や注文の照明器具、コンセントの設置位置等をご記入ください。

Q：ブレーカーや分電盤の大きさはどのくらいですか？

A：容量・回路数によって大きさが異なります。使用容量を確認したうえで、**飯田電機工業（株）**から連絡します。

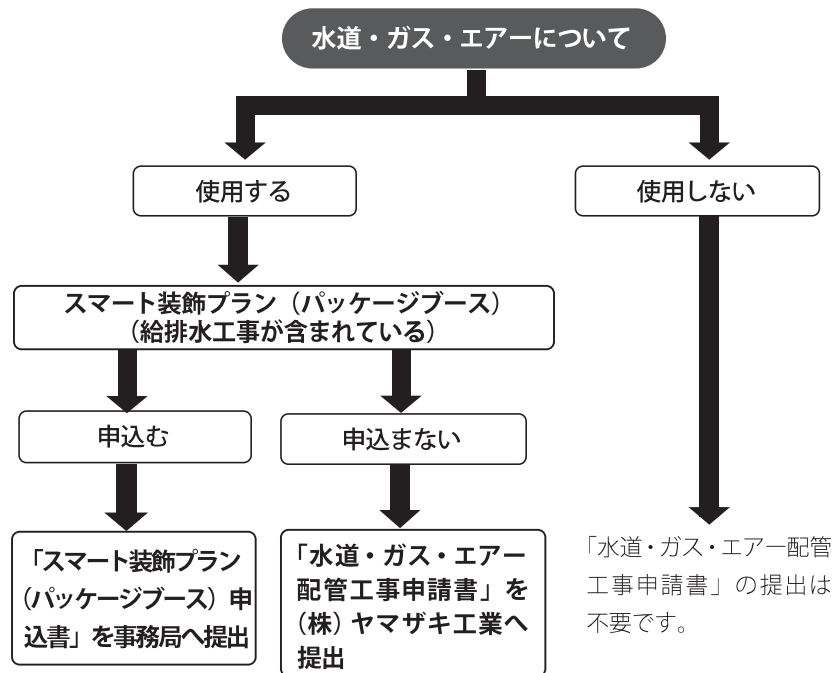
該当者 提出必須書類

●水道・ガス・エア配管工事申込書

本申込書は出展者マイページに掲載しています。

提出先：（株）ヤマザキ工業

提出期限：2025 年 1 月 17 日（金）



スタ
ケジ
ュー
ルム

お
問
合
せ
先

施
設
概
要
・
交
通
案
内

ス
ケ
ジ
ュー
ル

ブ
ー
ス
装
飾
工
事

設
備
工
事

展
示
・
実
演

食
品
の
取
扱

裸
火
気
・
火
災
・
危
険
物
品

各
種
サ
ー
ビ
ス

集
客
・
広
報
活
動

通
輸
関
手
入
続
き

 提出書類

＜水道配管における注意事項＞

- ## ■水道配管工事に関するよくある質問 (F.A.Q.)

A：(株)ヤマザキ工業へお問合せいただければ、図面に一次側位置を記載し、FAX等で回答します。

A：使用量欄を空白とし、使用する設備・台数を記入してください。使用量の目安になります。実演・実機等で使用する場合は、供給不足等により実演ができなくなる場合がありますので、正確な使用量を記入してください。

A：手洗・シンクを使用する場合は、使用する設備・台数等が分かる様に記入してください。必要最低限のサイズを選定し提案します。実演・実機等で使用する場合は、使用する全ての機器の給水・排水量の確保が可能な配管サイズを記入してください。供給量不足等により実演ができなくなる場合があります。



Q：撤去時に排水のみ使用したい。
A：原則、排水のみの使用はできません。持ち込まれた水は各自持ち帰ってください。

(3) ガス配管工事（プロパンガス低圧）
ガス一次側工事（幹線工事）および二次側工事（ブース内工事）ともに（株）ヤマザキ工業が施工します。

- ① 「水道・ガス・エアー配管工事申込書」には1時間あたりのガス使用量（kW）を必ず明記してください。平面図に配管工事内容、設置位置、寸法を記入して添付してください。幹線立上げ位置に希望がある場合も平面図に記載してください。使用するガス器具のカタログ1部、申込書とともに提出してください。
- ② ガスの供給圧は2.45kPaとなっております。
- ③ 工事費用はガス使用料と合わせて会期終了後に（株）ヤマザキ工業より請求します。

ガス配管工事見積（ガス使用料は含みません）

見積書 内訳	(1) 供給管（申込口径により料金が異なる） (2) ガス一次側工事（幹線工事）および二次側工事（ブース内工事）の設営費 (3) 撤去工事費 (4) 一次配管廃棄処理 (5) 事務手数料 (6) 現場管理費
-----------	--

※ガス使用料金は、日々変動しているため会期直前にお問合せください。
※ガス供給時間については、本手引 P.48 を参照してください。

＜ガス配管における注意事項＞

- ① 実演用機器の搬入・設置作業は、搬入日2日目の3月9日（日）中に終了させてください。全出展者の搬入・設置作業が終了していない場合、会場全体のガス供給が予定日時に開始できません。
 - ② 電気ピットへの配管工事は禁止しておりますのでご注意ください。
 - ③ やむを得ず配管がブース内や通路を横断する場合がありますのであらかじめご了承ください。二次側配管工事は安全管理上、床下ろしがし配管のみとなります。
 - ④ 防火設備の障害および来場者のつまずき事故などが発生しないよう、施工、養生は注意して行ってください。
 - ⑤ ガスの立ち消え等により、会場全体への供給が停止する場合がありますのであらかじめご了承ください。
 - ⑥ 退館の際はブース内のバルブ（元栓）を毎日必ず閉めてください。
- 注）ガスを使用する場合は、消防署への申請が必要です。詳しくは「9. 裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込み」（P.63）をご参照ください。

(4) エアー配管工事（集中配管）
エアー配管工事（集中配管）は（株）ヤマザキ工業が施工します。

- ① 供給エアーはオイルフリーではなく油冷式コンプレッサーにより供給（フィルター等は付いておりません）される為、極少量のオイル等を含んでおります。必要な出展者は除去装置等を取付けてください。製品等への不純物混入により発生した損害については一切の責任を負いません。
- ② 供給エアーには、エアードライヤーを取り付けておりますが、水分を完全に除去することはできません。必要な出展者は、除去装置等を取付けてください。製品等への不純物混入により発生した損害については一切の責任を負いません。
- ③ 「水道・ガス・エアー配管工事申込書」には、1分あたりエアーの使用量（ℓ／min）を必ず明記してください。

- ④ エアの一次側工事（幹線工事）の元栓は、原則供給管に最も近いブース袖に設置します。元栓位置について特に希望のある場合は申込書のブース内略図で指示してください。ただし、二次側工事（ブース内工事）扱いになります。

- ⑤ 工費費用は（株）ヤマザキ工業より請求します。

エアー一次側工事（幹線工事）料金

（注：時間外供給有料）

圧力	供給管	料金(税込)	内訳
5.0 ～ 6.5kg/cm ² 程度 (圧力調整不可)	13mm ～ 20mm	93,500 円	・供給管（申込口径）およびバルブ1ヶ所 ・基本供給量 300 ℓ /min まで ・設営および撤去工事費 ・一次側配管廃棄処理費

※風量オーバー：エアー供給量 300 ℓ /min 以上、100 ℓ /min 毎に、11,000 円（税込）を請求します。

※エアー供給時間については本頁（6）を参照してください。

エアー時間外供給料金

※本頁（6）の供給時間以外に供給を希望される方は、下記時間外供給料金を申し受けます。

時間	料金
8：00 ～ 18：00	2,750 円 /h
18：00 ～ 20：00	5,500 円 /h
20：00 ～ 22：00	7,700 円 /h

（注：左記時間以外の時間外供給は不可）

- ⑥ 二次側工事（ブース内工事）は、出展者の負担で行ってください。（株）ヤマザキ工業でも承ります。
- ⑦ 各種コンプレッサー／エアドライヤーのリースも承っております。
別途電源工事が必要となりますので、電気容量については申込の際に確認してください。
- ⑧ エアー配管件数が少ない場合はコンプレッサーリースとなります。あらかじめご了承ください。

(5) 保護装置（水道・ガス・エアー共通）

緊急の供給停止や圧力の変動、低下等により実演上の支障や装置等の損傷等が生じた場合、事務局ではその責任を負いません。出展者は事故防止のため十分な保護装置を施してください。

(6) ブース内への水道・ガス・エアー供給時間（予定）

期日	水道供給時間	ガス供給時間	エアー供給時間
3/10(月)	9：00 供給開始～ 18：00	消防検査終了後、供給開始 ～ 18：00	10：00 供給開始 ～ 18：00
3/11(火)	9：00 ～ 17：00	9：00 ～ 17：00	9：00 ～ 17：00
3/12(水)	9：00 ～ 17：00	9：00 ～ 17：00	9：00 ～ 17：00
3/13(木)	9：00 ～ 17：00	9：00 ～ 17：00	9：00 ～ 17：00
3/14(金)	9：00 ～ 17：00	9：00 ～ 16：30	9：00 ～ 17：00

※上記、供給時間以外に供給が必要な場合は、事前に（株）ヤマザキ工業へご相談ください。状況により、対応できない場合もありますのであらかじめご了承ください。

3. インターネット回線



会期中にインターネット回線の架設をご希望の出展社は、**2025 年 1 月 31 日（金）**までに Web からの申込みをお願いします。

■申込み方法 下記の OR コードまたは URL から、申込みサイトにアクセスしてください。
申込 QR コード：



申込 URL: <https://entry.mice-net.jp/ex/537/reg>
※複数の出展ブースをお申込する際は、それぞれ別アカウントを作成してください。
※アカウント ID はシステムで自動採番されます。登録後メールにてご案内します。
※同一メールアドレス / パスワードで複数 ID を作成することができません。
※申込書受領後、キッセイコムテック（株）より請求書を発行いたしますので、お支払期限までにお振り込みください。
※申し込みサイトについて不明点がございましたら、**キッセイコムテック（株）**までご連絡ください。

(1) 提供期間
3 月 10 日（月）14：00〔開通予定〕～ 14 日（金）〔会期終了後撤去〕

(2) 回線設置料金（税込）

回線種別	タイプ	単価
専有回線	専有光回線（ファミリータイプ / 動的 IP アドレス）with MICE-NET Provider	209,000 円
	専有光回線（ファミリータイプ / グローバル 1IP アドレス）	149,600 円
	専有光回線（ファミリータイプ / 動的 IP アドレス）	132,000 円
共有回線	ビッグサイト共有回線インターネット 100M	77,000 円
Wi-Fi	専有光回線（ファミリータイプ / 動的 IP アドレス）+ 無線アクセスポイント 1 台設置	181,500 円
	ビッグサイト共有回線 100M+ 無線アクセスポイント 1 台設置	126,500 円

- ①専有光回線（ファミリータイプ / 動的 IP アドレス）with MICE-NET Provider
- ・専有光回線（ファミリータイプ）に、MICE-NET Provider を含めたサービスとなります。
 - ・MICE-NET Provider は IPv6 による VPN 接続で、PPPoE 接続を使用しない MICE 専用のプロバイダとなっており、より安定した速度でご利用いただけます。
なお、安定した速度を保つため、アップロード / ダウンロード共 300Mbps の速度制限をかけております。
 - ・接続機器の IP アドレスはブロードバンドルーターより自動取得となります。
 - ・ブースまでのケーブル配線、ルーター（空き LAN ポート× 8）、プロバイダ費用を含みます。ルーター以降の配線・機器接続・設定は含まれません。
 - ・9 台以上のデバイスに接続する場合は、別途 HUB が必要となります。
 - ・回線設置位置に電源コンセント（2 口 / 100V）をご用意ください。
- ②専有光回線（ファミリータイプ / グローバル 1IP アドレス）
- ・フレッツ光ネクストファミリー・ギガライン回線を 1 出展者専有でご利用いただけるサービスです。
 - ・接続機器の IP アドレスはブロードバンドルーターより自動取得となります。
 - ・弊社設置のルーターの WAN 側に固定グローバル 1IP アドレスが付与されます。固定グローバル 1IP アドレス情報は会期前にご連絡いたします。
 - ・ブースまでのケーブル配線、ルーター（空き LAN ポート× 4）、プロバイダ費用を含みます。ルーター以降の配線・機器接続・設定は含まれません。

- ・5 台以上のデバイスに接続する場合は、別途 HUB が必要となります。
- ・回線設置希望位置に電源コンセント (1 口 /100V) をご用意ください。

③専有光回線 (ファミリータイプ / 動的 IP アドレス)

- ・フレッツ光ネクストファミリー・ギガライン回線を 1 出展者専有でご利用いただけるサービスです。
- ・接続機器の IP アドレスはブロードバンドルータより自動取得となります。
- ・ブースまでのケーブル配線、ルータ (空き LAN ポート× 4)、プロバイダ費用を含みます。ルータ以降の配線・機器接続・設定は含まれません
- ・5 台以上のデバイスに接続する場合は、別途 HUB が必要となります。
- ・回線設置希望位置に電源コンセント (1 口 /100V) をご用意ください。

④ビッグサイト共有回線インターネット 100M

- ・1Gbps のインターネット接続回線を共有でご利用いただくサービスです。
- ・接続機器の IP アドレスはブロードバンドルータより自動取得となります。
- ・専用ルータを使用するため、ルータの設定変更はできません。
- ・ブースまでのケーブル配線、ルータ (空き LAN ポート× 4)、プロバイダ費用を含みます。ルータ以降の配線・機器接続・設定は含まれません。
- ・5 台以上のデバイスに接続する場合は、別途 HUB が必要となります。
- ・回線設置希望位置に電源コンセント (1 口 /100V) をご用意ください。
- ・VPN 接続はご利用できません。

⑤専有光回線 (ファミリータイプ / 動的 IP アドレス) + 無線アクセスポイント 1 台設置

- ・フレッツ光ネクストファミリー・ギガライン回線と無線 LAN アクセスポイントを 1 台設置するサービスです。アクセスポイントの設置場所はインターネット回線設置場所と同じ場所になります。
- ・回線機材 (ルータ等) 設置箇所に、無線 LAN アクセスポイントを 1 台設置します。無線 LAN アクセスポイント 1 台につき 30 端末までの接続を推奨します。
- ・会期中、会場内の他のアクセスポイントとの電波干渉により繋がりにくくなる可能性があります。無線 LAN アクセスポイント接続の保証はいたしかねます。
- ・提供する通信規格は IEEE802.11a/ac (5GHz 帯) となります。そのため IEEE802.11b/g (2.4GHz 帯) 規格のみ対応の端末からは本サービスに接続することはできません。
- ・LAN ケーブル配線の費用は含まれておりません。ご希望の場合、別途お問い合わせください。
- ・回線設置位置に電源コンセント (2 口 /100V) をご用意ください。

⑥ビッグサイト共有回線 100M + 無線アクセスポイント 1 台設置

- ・ビッグサイト共有回線と無線 LAN アクセスポイントを 1 台設置するサービスです。アクセスポイントの設置場所はインターネット回線設置場所と同じ場所になります。
- ・回線機材 (ルータ等) 設置箇所に、無線 LAN アクセスポイントを 1 台設置します。
- ・専用ルータを使用するため、ルータの設定変更はできません。無線 LAN アクセスポイント 1 台につき 30 端末までの接続を推奨します。
- ・会期中、会場内の他のアクセスポイントとの電波干渉により繋がりにくくなる可能性があります。無線 LAN アクセスポイント接続の保証はいたしかねます。
- ・提供する通信規格は IEEE802.11a/ac (5GHz 帯) となります。そのため IEEE802.11b/g (2.4GHz 帯) 規格のみ対応の端末からは本サービスに接続することはできません。
- ・LAN ケーブル配線の費用は含まれておりません。ご希望の場合、別途お問い合わせください。
- ・回線設置位置に電源コンセント (2 口 /100V) をご用意ください。
- ・VPN 接続はご利用できません。

免責事項

下記の内容については一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

- ・インターネットご利用による、お客様の PC 障害、不具合、コンピュータウイルスの感染や不正アクセス等による被害
- ・無線 LAN チャンネルの輻輳 (混雑) による通信障害
※提供するインターネット接続サービスは、通信キャリア / プロバイダが提供するベストエフォートサービスを利用しています。そのため、弊社では回線速度の保証および、当該回線障害 / プロバイダ障害による保障は一切いたしかねます。
- ・お申込み後のキャンセルの場合、ご連絡を受理した時点で発生している費用を請求させていただきます。
- ・各出展社において、WindowsUpdate やアンチウイルス等の、セキュリティ対策、情報漏洩対策を行うことを推奨します。キッセイコムテック (株) では一切の責任を負いかねますのでご注意ください。

4. 臨時電話・FAX
回線 (アナログ
回線)



会期中に臨時電話／FAX 回線の架設をご希望の出展社は、**2025 年 1 月 31 日 (金)** までに Web からの申込みをお願いします。

■申込み方法 下記の OR コードまたは URL から、申込みサイトにアクセスしてください。
申込 QR コード：



申込 URL: <https://entry.mice-net.jp/ex/537/reg>

- ※複数の出展ブースをお申込する際は、それぞれ別アカウントを作成してください。
- ※アカウント ID はシステムで自動採番されます。登録後メールにてご案内します。
- ※同一メールアドレス / パスワードで複数 ID を作成することができます。
- ※申込書受領後、キッセイコムテック (株) より請求書を発行いたしますので、お支払期限までにお振り込みください。
- ※電話番号は後日通知します。
- ※申し込みサイトについて不明点がございましたら、**キッセイコムテック (株)** までご連絡ください。

(1) 提供期間

3 月 10 日 (月) 14 : 00 [開通予定] ～ 14 日 (金) [会期終了後撤去]

(2) 回線設置料金 (税込)

臨時電話・FAX 回線	22,000 円
-------------	----------

- ※取付工事費、電話機 (またはモジュージャックまで)、基本料、国内通話料 (5,500 円 (税込) まで) を含みます。
- ※国際電話料金は、会期終了後別途請求します。
- ※電話機を破損・紛失した場合は、費用を別途請求します。
- ※電話機に保留、転送機能はありません。 ※ FAX 機本体は含みません。

お申込み後のキャンセルの場合

弊社がご連絡を受理した時点で発生している、費用を実費で請求させていただきます。
なお、返金処理で発生する手数料は、お客様ご負担にてお願いしております。
※上記対応は状況に応じて変更になる場合がございます。予めご了承ください。

スタジオ
スケジュール

お問合せ先

施設概要・
交通案内

搬入出
スケジュール

ブース装飾工事

設備工事

展示·实演

食品の取扱

裸火(火気)
危険物品

各種サービス

集客・広報活動

輸出入・通関手続き

1. 出展物

- (1) 出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に事務局の承諾を得た品目とします。
- (2) 次の各号に該当する物は、出展を禁止します。
 - ① 輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物
 - ② 引火性、爆発性または放射性危険物
 - ③ 工業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのおそれのある物
 - ④ 裸火を使用する物（ただし、所轄消防署の許可を受けた場合を除く）
 - ⑤ 事務局の事前の承諾を得られなかった物
 - ⑥ 所轄行政庁より指示・勧告のあった物
 - ⑦ その他関連法令に抵触するおそれがある物および公序良俗に反する物
- (3) 前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支障をきたす恐れがあると認められる物については、出展前はもとより出展中にあっても、その出展を規制または禁止させていただくことがあります。
- (4) 事務局は、出展者が、本出展申込みの前後を問わず本条（2）（3）により禁止された物もしくは規制された物を出展していた場合には、出展者に対し、当該出展物の展示の取りやめ、もしくは当該規制に従うよう通知しますので、通知を受けた出展者は、この通知後即時に、当該出展物の出展の取りやめもしくは規制に従っていただきます。
- (5) ① 前項において、出展者が事務局の指示に従わない場合、出展者は、事務局に対し、違約金として当該出展ブース料の3倍に相当する金員を即時に支払うとともに、事務局は、当該出展者の費用により、当該出展者に代わって当該出展物の撤去その他しかるべき措置を取ることができます。これにつき出展者は、事務局に対し、一切の責任追及を行わないものとさせていただきます。
- ② 出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受け付けません。
- (6) 外国貨物を出展する場合は、所定の通関手続きをとり出展するようにしてください。
※外国貨物を輸入展示する場合は、**12. 輸出入・通関手続き（外国貨物）**（P.84）を参照してください。

2. 新アイデア製品の出展と特許庁への申請

新アイデアを利用した製品は、展示会会期前（出展前）の時点で特許庁へ出願をしてください。

平成24年4月1日より、特許法（第30条：発明の新規性の喪失の例外）および商標法（第9条：出願時の特例）の法改正が施行され、博覧会指定制度が撤廃されました。

この法改正により、「特許庁長官による指示を受けずとも、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公となった発明について（内外国特許広報等に記載されたことにより公となったものを除く）は、従来通り新規性喪失の例外規定の適用を受ける」ことができます。これにより本適用を受ける際の出展証明については、原則、出願人（出展者）自身が作成した証明書だけで出展事実の証明力が認められることになりました。事務局からの出展証明書は必須書類ではなくなりました。

3. 禁止事項

- (1) ブース内における営利・金銭収入を目的とした即売行為、それに伴う商品の特売表示（POP等）を固く禁じます。
- (2) サンプル・チラシ等の配布および試飲・試食を自社ブース外で行なうことを禁止します。
- (3) 来場者および他の出展者に**迷惑となる行為、物品の持ち込み（騒音・不潔・悪臭・パフォーマンス等）**を禁止します。
- (4) 出展ブース内に夜間常駐することを禁止します。
- (5) 自社ブース外の通路・裏側に荷物を置くことを禁じます。事務局による注意に従わない場合は、事務局にて荷物を撤去させていただきます。本撤去によって生じた破損・紛失などについては事務局では一切責任を負いません。また、撤去に要した費用については、別途当該出展者に請求します。
- (6) **展示会場内への動物の持ち込みは禁止します。**
- (7) 着ぐるみマスコット等のブース外でのPR・パフォーマンスを禁止します。
- (8) 無人での出展ブース運営の禁止。ただし、天災地変、病疫、感染症、ストライキ、交通機関の遅延、社会不安その他の不可抗力および出展者の責めに帰しえない原因によりやむを得ず無人での出展ブース運営を希望する場合であって、展示会会期初日の二日前までに主催者の承認を得た時は、この限りではない。

4. 展示製品および貴重品の管理

出展関係者は、展示期間中、事務局指定の出展者バッジを着用し、必ずブース内に常駐し、来場者との対応、出展物の管理にあたってください。

事務局では警備会社と契約し、会場全体の管理を行ないますが、ブース内の展示製品、パソコン、名刺、貴重品等については、出展者の管理になります。

各ブースの責任者は、自社ブース内の安全を確認のうえお帰りください。

5. 写真・ビデオ撮影

- (1) **当該出展者の許可なく、出展物の写真撮影、ビデオ撮影、模写、測定、型取り等を行うことを禁止します。**
- (2) 自社ブースを自社スタッフが撮影する場合は、来場者の迷惑にならないようにしてください。開催時間前・後に撮影を行う場合は、あらかじめ事務局に「早出届」・「残業届」を提出してください。
- (3) 事務局の撮影班および事務局が認めた報道機関は「プレスバッジ」を着用しております。差し支えない範囲でご協力ください。

6. マイク使用許可・音響装置と音量規制



- (1) **マイク使用許可（事前申請）**
マイクを使用した商品説明は、会場内の騒音防止のため原則禁止します。
ただし、事務局が提示する条件を満たす場合に限り、マイクの使用禁止を部分的に解除します。下記条件を確認のうえ、「**マイク使用許可申請書**」を提出期限までに**事務局**に提出してください。下記に違反した場合、マイクの使用は一切できません。

<マイク使用の条件>

- ① ブース内のマイクの使用目的は、セミナーもしくは商品プレゼンテーションに限る。
- ② 「**マイク使用許可申請書**」を必ず期日までに**事務局**に提出する。
- ③ ブース内のマイク用スピーカーを内側に向けて設置する。
- ④ 音量がブース前面2mから計測し、70 デシベル以下にする。70 デシベルを超えたり、近隣の出展者や来場者よりクレームがあった場合は、事務局の指示に従い、ただちに音量をさげる。

スタッフ
スケジュール

お問
合せ
先

施設
概要
案内

ス
ケ
ジ
ュ
ー
ル

ブ
ー
ス
装
飾
工
事

設
備
工
事

展
示
・
実
演

食
品
の
取
扱

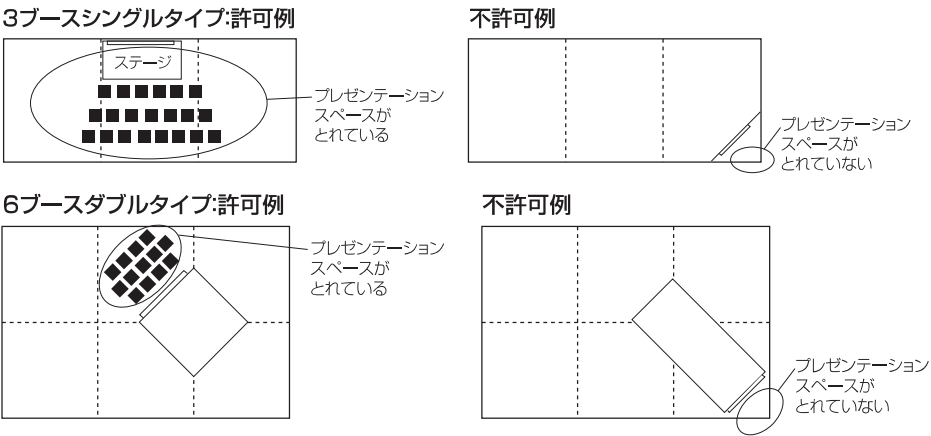
裸
火
気
・
火
災
・
火
災
・
火
災

各
種
サ
ー
ビ
ス

集
客
・
広
報
活
動

通
輸
関
手
入
続
き

- ⑤マイクの使用が近隣の出展者と重複する場合は、当事者間で時間調整をする。
- ⑥ブース内にプレゼンテーションスペース（プレゼンタータ、聴講者席を含む6席以上）を確保する。
※席無しでスペース確保のみのプレゼンテーションはマイク使用を禁止します。
※ 通路使用を前提としたプレゼンテーションは禁止します。



- (2) AV 機器の音量規制
AV 機器の音量も、ブース前面 2 mから計測し、70 デシベル以下にしてください。70 デシベル以下の音量でも、近隣の出展者の迷惑にならないよう、極力音量を抑えるようにしてください。また、別途スピーカーを設置する場合は必ずブース内側に向け設置してください。
- (3) 生演奏の禁止
館内におけるダンス・歌・大音量のパフォーマンス・生演奏及び発声を禁止します。

7. RFIDおよび無線を使用した実演について

展示デモンストレーションにおいて RFID 等の無線を利用した機器・設備・システム等を使用・作動させる場合には、**各社の使用状況により混信が予想され良好な作動環境が得られない可能性がありますのであらかじめご承知おきください。**

8. 音楽著作権

展示会場において、音楽を下記の方法にて使用する場合は、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）への事前の使用許諾手続きが必要となります。
詳細については下記ホームページを参照ください。
(<http://www.jasrac.or.jp/index.html>)

- (1) 放送による使用…放送受信・イベント用放送など
 - (2) 複製による使用…テープ・ビデオなどの新規作成・複製など
 - (3) 録音物（CD・MD など）の再生使用…BGM 使用・ショーパフォーマンスなど
 - (4) 上映による使用…ビデオ・DVD などの上映
- <上記 (1)・(2) 問合せ先>
一般社団法人 日本音楽著作権協会（本部）
電話：03（3481）2121（大代表）
- <上記 (3)・(4) 問合せ先>
一般社団法人 日本音楽著作権協会 東京イベント・コンサート支部
電話：03（5157）1162 FAX：03（3503）5552

注）日本の音楽著作権は、概ね一般社団法人日本音楽著作権協会が管理しているため、同団体の連絡先を記載していますが、他の団体が管理しているものについては、該当の団体へ手続きください。

9. 呼出し放送

会期中、外部からの呼出し等の場内放送は、商談の妨げとなるため原則行いません。

自社のブース内に臨時電話を設置するか、携帯電話等の連絡手段を事前にご確認ください。

10. 廃棄物の処理

- (1) 施工・解体で発生する装飾資材等の廃棄物は出展者の責任で必ずお持ち帰りください。
- (2) 放置廃棄物を発見した場合、事務局が処理に要した実費を当該出展者に請求します。本請求書受領後は、ただちにお支払ください。
- (3) 会期中、実演等で使用した廃油は会場内のピットや配水管等には捨てないでください。指定された場所に必ず廃棄してください。
- (4) 会期中、商談ゴミを捨てる際は、**ゴミ袋の口をしっかりと結ぶなど完全に密閉し**、ホール内の指定場所まで直接お持ちください。

11. ゴミの分別・集積所について

ゴミ袋は各出展者様にてご用意ください。ゴミ袋の指定はございません。場内のごみは分別のうえ、指定集積所に廃棄してください。

<東展示棟>

ゴミの分別についてのご案内

※①～⑨の内容に必ず分別をして、下記の指定ゴミ集積所までお持ちください。

①燃えないゴミ
⇒プラスチック類・ビニール類



②燃えるゴミ
⇒紙類・紙屑・割りばし等



③ビン



④缶



⑤ペットボトル



⑥発砲スチロール



⑦段ボール



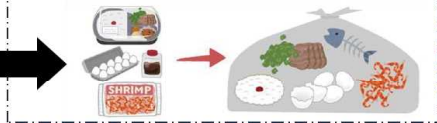
⑧廃油



⑨生ごみ

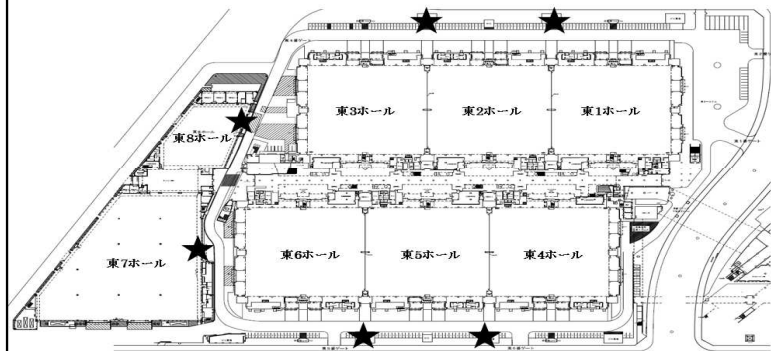


※完全に生ごみ（食品）だけを分けてお持ちください。



指定ゴミ置き場 ★印の場所まで直接お持ちください。

受付時間：8：30～18：00



＜南展示棟＞

ゴミの分別についてのご案内

※①～⑤の内容に必ず分別をして、下記の指定ゴミ集積所までお持ちください。

①燃えないゴミ
⇒プラスチック類・ビニール類



②燃えるゴミ
⇒紙類・紙屑・割りばし等



③ビン



④缶



⑤ペットボトル



⑥発砲スチロール



⑦段ボール



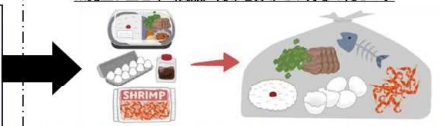
⑧廃油



⑨生ごみ

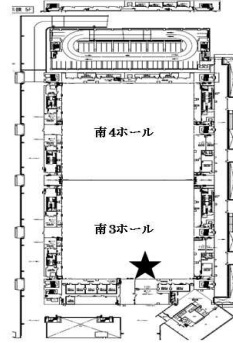
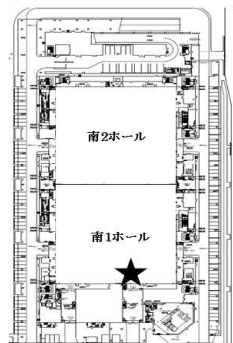


※完全に生ごみ（食品）だけを分けてお持ちください。



指定ゴミ置き場 ★印の場所まで直接お持ちください。

受付時間：8：30～18：00



12. 原状回復

出展者が会場内に工作を施した場合および会場内諸設備を損傷した場合は、**2025年3月14日（金）22:00**までに完全に原状回復してください。回復が十分でない場合や期間内に回復が行われない場合は、事務局が代わって任意にこれを処理します。その際に要した費用は当該出展者の負担となります。

13. 実演に関する 諸注意

- （1）出展者が来場者に 食品サンプルを配布したり、試飲・試食をしたりする場合は、P.59～P.62の「食品の取扱」をご覧ください。
- （2）実演のための水道・ガス・エアーの利用については、P.44～P.48「水道・ガス・エアー配管工事」をご覧ください。
- （3）実演のための火気器具の使用については、P.63～P.70「裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込み」をご覧ください。
- （4）出展物の実演に伴って発生する恐れのある危険や騒音・臭気・振動等には万全の防止策を講じてください。振動を伴う機械で、実演を行う場合は、防音装置を設け、建物に直接動荷重が加わらないようにしてください。また、実演において大きな噴出音などが断続的に発生する場合も防音対策を施し、周りの出展者に配慮してください。
- （5）事務局は、会場の保全、管理、秩序維持、公衆安全に支障があると認められる実演については、出展者に必要な対策をお願いすることがあります。必要な対策がとられない場合は、実演の制限または中止を求めることがあります。

スタ
ケ
ジ
ユ
ー
ル
ム

お
問
合
せ
先

施
設
概
要
・
交
通
案
内

ス
ケ
ジ
ユ
ー
ル
・
入
出
口

ブ
ー
ス
装
飾
工
事

設
備
工
事

展
示
・
実
演

食
品
の
取
扱

裸
火
・
火
気
・
危
険
物
品

各
種
サ
ー
ビ
ス

集
客
・
広
報
活
動

通
関
出
入
手
続
・
続
き

1. 食品の取扱
フロー

全出展者 提出必須書類

食品の取扱の有無に関わらずご提出ください

●食品取扱届

本届は出展者マイページに掲載しています。

提出先：(株)昭栄美術

提出期限：2025年1月17日（金）

① 試飲・試食、食品サンプルの配布等を行いますか？

行います

行いません 展示のみです

無料で提供

即売・営業行為
禁止
(P58参照)

「食品取扱届」を提出

※試飲・試食、食品サンプルの配布を行う場合は、
ブース内図面(試飲・試食場所、設置位置明記)を1部添付

② 試飲・試食方法について

試飲・試食、食品サンプルの提供は必ずブース内で行ってください。

通路、共有スペースなど自社ブース外での提供は禁止します。

必要に応じて適切な温度管理を行ってください。

試飲・試食、食品サンプルの提供品は個包装を推奨します。

A

製品(試供品)を
配布する

包装・容器を開封せず直接配布

例)
お菓子の小袋をサンプリング

B

製品(試供品)を
他の容器に取分ける

包装・容器を開封し取分け

B-1

例)
酒の試飲(使い捨てカップ)
使い捨て容器を使用して
試飲・試食を行う
(紙皿、プラカップ、プラフォーク等)

B-2

例)
酒の試飲(グラス)
食器を使用して
試飲・試食を行う
(コップや食器等を洗浄して不特定
多数の人が利用する
製品のカット・加熱などの調理行
為には行わない)

C

製品(試供品)を
調理する

カット、加熱、煮沸等の調理

C-1

例)
チーズをカットして試食
切り分けて
試飲・試食を行う

C-2

例)
天ぷらを揚げて試食
調理して
試飲・試食を行う
(蒸す、焼く、揚げる、煮る等)

※上記A B Cのパターンに基づき、P.60に記載の必要な設備を用意してください。

衛生面での食中毒等の事故および試飲・試食に伴うけが・トラブルなどに関して、
事務局では一切の責任を負いません。出展者の責任において、必要な設備・措置を講じてください。保健所への申請は、出展者単位では無く、展示会として事務局で一括で申請します。
1社の変更や遅延が全体の規制に関わりますので、提出期限厳守で申請ください。

2. 必要な設備

種類	展示の内容	設備							
		二槽シンク	一槽シンク	湯沸し器	手洗い専用シンク	手指消毒剤	冷凍冷蔵庫	ふた付食器ケース*1	ふた付ごみ箱
試飲・試食	A 製品（試供品）を配布する （包装・容器を開封せず直接配付）	—	—	—	—	○	※	—	○
	B-1 製品（試供品）を他の容器に取分ける （使い捨て容器を使用しての試食・試飲）	—	—	—	○	○	※	※	○
	B-2 製品（試供品）を他の容器に取分ける （食器類を使用しての試食・試飲）	—	○	※	○	○	※	○	○
	C-1 切り分けて試飲・試食を行う （一つの食材を複数に切り分けて試飲・試食）	—	○	※	○	○	※	○	○
	C-2 調理して試飲・試食を行う （蒸す、焼く、揚げる、煮る等の調理をして試飲・試食）	○	—	※	○	○	※	○	○

「○：必要」、「—：不要」、「※：取扱食材に応じて必要」

*1 衛生上、食器ケースは必ず「ふた付」の収納ケースとしてください（プラスチック可）。

※ 上記以外にも必要な設備・備品がありますので申請時に必ず確認してください。

※ 食品取扱および試飲・飲食についての解釈、シンク等の設備要件の判断は、必ず事前に「2. お問合せ先一覧」（P.3）の（株）昭栄美術にお問合せください。

3. 即売・営業行為の禁止

本展示会では、**営利・金銭収入を目的とした販売行為（即売、特売表示・POP等）は禁止しております。**発見した場合、事務局より当該規定に従うよう通知しますので、通知後即時、規定に従っていただきます。

4. 試飲・試食の制限

試飲・試食およびパンフレットやサンプルの配布を自社ブース外（通路、共有スペースなど）で行うことを禁止します。

スケジュール

お問合せ先

施設概要・交通案内

搬入スケジュール

ブース装飾工事

設備工事

展示・実演

食品の取扱

裸火・火気・危険物品

各種サービス

集客・広報活動

通関手続・輸出入

通関手続・輸出入

5. 所轄保健所から 出展者への 注意事項



(1) 食品取扱届について（全出展者のご提出必須）

試飲・試食、食品サンプル配布の有無に関わらず「食品取扱届」を（株）昭栄美術にご提出ください。（株）昭栄美術より、まとめて所轄保健所に申請します。（本章1項「食品の取扱」フロー参照）

※ 食品取扱届および試飲・飲食についての解釈、シンク等の設備要件の判断は、事前に「2. お問合せ先一覧」（P.3）の（株）昭栄美術にお問合せください。

(2) 安全・安心のための対応

出展者は下記の事項を遵守するとともに、関係諸法令・規則・条例等を厳守し、安全・安心な展示会の開催・運営を行うものとします。

- ① 食中毒の予防
- ② 適切な原産地表示、アレルギー物質表示
- ③ 遺伝子組み換え食品の場合、安全性審査を受けていること
- ④ 残留農薬、残留抗生物質、残留成長ホルモン、不認可食品添加物の混入防止
- ⑤ BSE、鳥インフルエンザの混入防止
- ⑥ その他、食品衛生法、JAS 法による品質表示、外食の原産地表示ガイドライン（農水省）、アレルギー特定原材料表示義務（厚労省）、農薬取締法、飼料安全法、薬事法、牛肉トレーサビリティ法（農水省）、特定家畜伝染病防疫指針（農水省）に違反するものの展示・提供は一切禁止します。

(3) 自主衛生管理

自主衛生管理表を使用し、ブース内の衛生管理（自主検査）を励行してください。

(4) 喫食場所

必要に応じてブース内に喫食場所を設置するようにしてください。

喫食場所には汚液および汚臭の漏れないふた付き廃棄物容器を設置し、適正に管理してください。

(5) 食品の取扱

試飲・試食の際には、以下の事項に注意してください。

- ① 未包装食品は、埃よけの天幕を取り付けるなどの処置を施したうえで衛生的に取扱ってください。
- ② 包装された製品を試飲・試食に提供する際には、品質表示を確認のうえ提供してください。
- ③ 試飲・試食に提供する量に見合った食材または製品の仕入れを行ってください。
- ④ 原材料、製品、器具および包装容器を衛生的に管理してください。
- ⑤ 原材料、中間製品は適切な温度管理を行い、長時間の保管をしないでください。
- ⑥ 包装容器には清潔な資材を用いてください。
- ⑦ 原材料には下処理済の中間製品を使用するようにしてください。
- ⑧ 試飲・試食の際、ブース内に手洗い（36cmX28cm:型式L-5）および消毒装置（薬用石けん等）を必ず設置してください。基本的にスプレーのみの消毒は認められません。
- ⑨ 万が一の事故発生に備え、食品仕入れ先を把握してください。
- ⑩ 下痢等、健康状態のすぐれない方は調理行為に従事しないでください。

6. 酒類の取扱い に関する 注意事項

7. よくある お問合せ

(6) 調理における注意事項

- ① 調理する場所には、来場者が誤って手が触れないように囲いを作ってください。
裸火（火気）や電気フライヤー等の発熱機を実演のため使用する場合は、周囲の可燃物を除去するとともに来場者に火傷などの危害をおよぼさないよう防護措置を施してください（例：耐火ボード、耐火ガラスでの皮膜）。
- ② 調理をともなう試飲・試食（C-1、C-2）に際し、裸火（ガスコンロ、カセットバーナー、フライヤー、電熱器等）の使用や危険物（油類、発火性の高いスプレー等）の持込みがある場合は別途消防署への申請が必要です。
- ③ 電子レンジやホットプレート等は裸火（火気）扱いにはなりませんが、調理の際に使うサラダ油・動物性油等は危険物になります。別途消防署への申請が必要です。
※消防署への申請について P.63 の「9. 裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込み」を参照ください。

酒類の試飲およびサンプル提供においての注意事項

酒類の試飲に関しては未成年者飲酒禁止法、道路交通法を遵守し、十分な配慮のうえ実施してください。

- ① 日本では、「未成年者飲酒禁止法」によって、20 歳未満の飲酒が禁じられています。
酒類を扱う者が、未成年者が飲むことを知って酒類を供与した場合、罰則の対象となります。
- ② 日本では、「道路交通法第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）」によって、車両等を運転するおそれがある者に対し、酒類の提供、飲酒をすすめることは罰則の対象となります。

Q. 「食品取扱届」は必ず提出する必要がありますか？

A. 全出展者が提出する必要があります。

Q. 「食品取扱届」の記入方法を教えてください。

A. (株) 昭栄美術に直接お問合せください。

Q. 食品取扱および試飲・飲食についての解釈、シンク等の必要な設備がわかりません。教えてください。

A. (株) 昭栄美術に直接お問合せください。

Q. 数社で共同出展する場合はどのように届出ればよいですか？

A. 提出書類は出展申込窓口会社・団体がまとめて提出してください。記入欄が足りない場合は必要事項を一覧表にしてメールにてお送りください。

【送付先】(株) 昭栄美術 foodex@shoei-bijutsu.co.jp

Q. 手続きを広告代理店に任せてもよいですか。

A. 記入は広告代理店でも構いません。

Q. 「食品取扱届」を提出すれば製品を販売できますか？

A. 本展示会では、営利・金銭収入を目的とした販売行為を禁止しています。

スタ
ゲ
ジ
ュ
ー
ル
ム

お
問
合
せ
先

施
設
概
要
・
交
通
案
内

ス
タ
ゲ
ジ
ュ
ー
ル
ム

ブ
ー
ス
装
飾
工
事

設
備
工
事

展
示
・
実
演

食
品
の
取
扱

裸
火
火
気
・
危
険
物
品

各
種
サ
ー
ビ
ス

集
客
・
広
報
活
動

通
輸
関
手
入
続
き

1. 裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込みフロー



全出展者 提出必須書類

使用の有無に関わらず提出ください

●裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込み許可申請書

本申請書は出展者マイページに掲載しています。

提出先：（株）昭栄美術

提出期限：2025年1月17日（金）

裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込みはありますか？

消毒用アルコールの申請
アルコール含有量60%以上かつ容器の大きさが500ml／個超の消毒液を持ち込む場合、本申請が必要となります。

リチウムイオン電池の申請
車両用のリチウムイオン電池を使用する場合、本申請が必要となります。

※裸火（火気）、危険物品についての定義はP.64をご覧ください。

あり

裸火の使用

危険物品の持ち込み

なし

「裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込み許可申請書」の「裸火の使用、危険物品の持ち込みなし」にチェックし、（株）昭栄美術へ提出



「裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込み許可申請書」および下記申請に必要な添付書類①②③を（株）昭栄美術へ提出

許可申請に必要な添付書類

- ①実演機器のカタログ1部（使用製品に○印をつける）
- ②危険物品安全データシート（SDS）写真・資料 1部
- ③ブース内図面1部 ※図面に下記内容を記入ください。

- ・裸火・危険物品の使用位置
- ・裸火と可燃物との離隔距離
- ・危険物品、裸火を使用する実演機器の固定方法
- ・ガス漏れ警報器の位置
- ・消火器（能力2単位以上）の位置

※上記以外に実演内容（方法）の詳細資料等をご提出ください。

事務局より管轄消防署へ

裸火（火気）・危険物品の持ち込み許可を申請

消防署への申請は、出展者単位では無く、展示会として事務局で一括で申請します。
1社の変更や遅延が全体の規制に関わりますので、提出期限厳守で申請ください。

2. 裸火（火気）・危険物品の定義

（１）裸火とは（電気を熱源とする器具を含む）

裸火の種類

a 裸火となるもの

- ・ 気体燃料、液体燃料、固体燃料を使用する火気使用設備器具
- ・ 電気を熱源とし、以下のいずれかに該当するもの
 - 赤熱した発熱部が外部に露出したもの（電気コンロ、電気ストーブ、電熱器等）
 - 外部に露出した発熱部で可燃物に触れた場合、着火するおそれのあるもの（400℃以上）

b 裸火とならないもの

- ・ 直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備機器（FF 式など）
 - ・ 電気を熱源とし発熱部が外部に露出していないもの（ホットプレート、電磁調理器、電気フライヤー、オープン、ヘアドライヤー等）
- ※電気フライヤーを使用する際は、耐火ボード・消火器の設置、使用する油の資料、レイアウト図面の提出が必要になりますので、（株）昭栄美術にご提出ください。

c 下記の器具類も（株）昭栄美術へ提出の事前申請に加え、管轄消防申請用紙による正式申請が必要になります

- ・ 固体燃料を使用する炉
- ・ 据付面積が 1m² 以上の炉
- ・ 排気取入口が下方に排気する厨房設備
- ・ 厨房設備（ブース内厨房設備の最大消費熱量の合計が 120kW 未満のもの除く）
- ・ 温風暖房機（風道を使用しないもので、最大消費熱量の合計が 70kW 未満は除く）
- ・ ボイラーなど（最大消費熱量が 70kW 未満は除く）
- ・ 乾燥設備（最大消費熱量が 17kW 未満、または、乾燥物収容室の据付面積 1m² 未満もしくは乾燥物収容室の内部容積が 1m³ 未満を除く）
- ・ サウナ設備
- ・ 給湯湯沸設備（最大消費熱量の合計が 70kW 未満は除く）
- ・ 火花を生じる設備
- ・ 放電加工機 など

（２）危険物品とは

a 消防法別表第 1 で定める危険物（一部抜粋）

第 1 石油類（引火点 21℃未満のもの）	ガソリン・ベンジン・シンナー
第 2 石油類（引火点 21～70℃未満のもの）	灯油・軽油・洗浄油・テレピン油・リチウムイオン電池の電解液
第 3 石油類（引火点 70～200℃未満のもの）	重油・マシン油・潤滑油等
第 4 石油類（引火点 200℃～250℃未満のもの）	ギヤー油・シリンダー油・タービン油、作動油等
アルコール類	<u>アルコール含有量 60% 以上</u>
動植物油類	ヤシ油・ナタネ油・ヒマシ油等
引火性固体	ラッカーパテ

※切削油については水溶性を使用してください。

b その他危険物品

- ・ 火災予防条例で定める指定可燃物のうち可燃性固体類または可燃性液体類
 - ↳ パラフィン、ローソク類、プラスチック原料等
- ・ 一般高圧ガス保安規則で定める可燃性ガス
 - ↳ プロパン、アセチレン、水素等
- ・ 火薬取締法に掲げる火薬類
 - ↳ 火薬、爆薬、火工品等

※手指消毒用アルコール液・ジェルについても濃度 60%以上かつ容器の大きさが 500 ml／個超のものは危険物に該当のため、申請が必要となります。

※車両用のリチウムイオン電池を実演で使用する場合、禁止行為の解除申請が必要になります。

その他の用途、または実演での使用がなく、電池が密閉されている場合は申請が不要です。また、常時携帯するもの（スマートフォンなど）は申請の対象外となります。

4. 裸火（火気）に関する展示規定

- ※申請を行っても不適切な処置があった場合は、承認されません。
- ※事前申請を行わず、裸火（火気）・危険物品を使用していた場合は、ただちに使用を中止していただきます。
- ※出展規定第 26 条に則り、出展者または出展者との雇用、請負、業務委託などの協力関係にある者が本展示会に関わり発生した火災等の事故、事象により展示会来場者を含む第三者に負わせた損害の一切は出展者に賠償いただきます。詳細は出展規定第 26 条をご覧ください。

(1) 裸火（火気）使用時の可燃物との離隔距離

裸火（ガス・液体・気体・固体・電気などの熱源を発するもの）に該当する展示機器を実演する場合、所轄の火災予防条例に基づいて、可燃物との安全な離隔距離を保つ必要があります。

※温度について

カタログ上の最高使用可能温度で規制されます。実際の使用温度と異なる場合は事務局にご相談ください。

※火炎の長さについて

- ・火炎の幅と長さがそれぞれ 20cm 以内であれば、可燃物から 60 cm以上の離隔が必要です。
- ・火炎の幅あるいは長さが 20cm を超える場合は、その幅ないし長さに応じた離隔距離が必要です。事前に（株）昭栄美術へご相談ください。

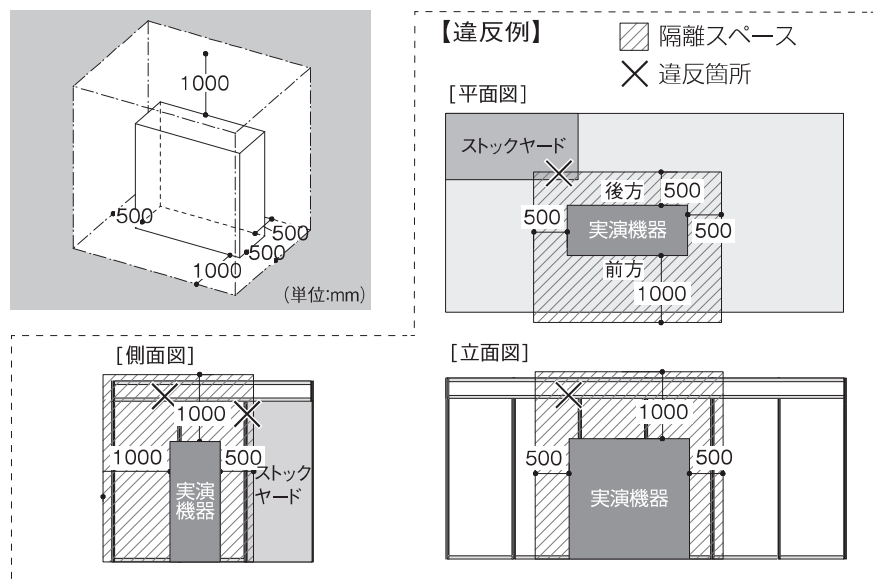
※注意 適正な離隔距離を確保した場合でも、来場者の安全管理には十分注意してください。
消防署の指導に基づき来場者に危険をおよぼす可能性があると判断した場合は、適正な安全措置をとっていただきます。

可燃物との離隔距離

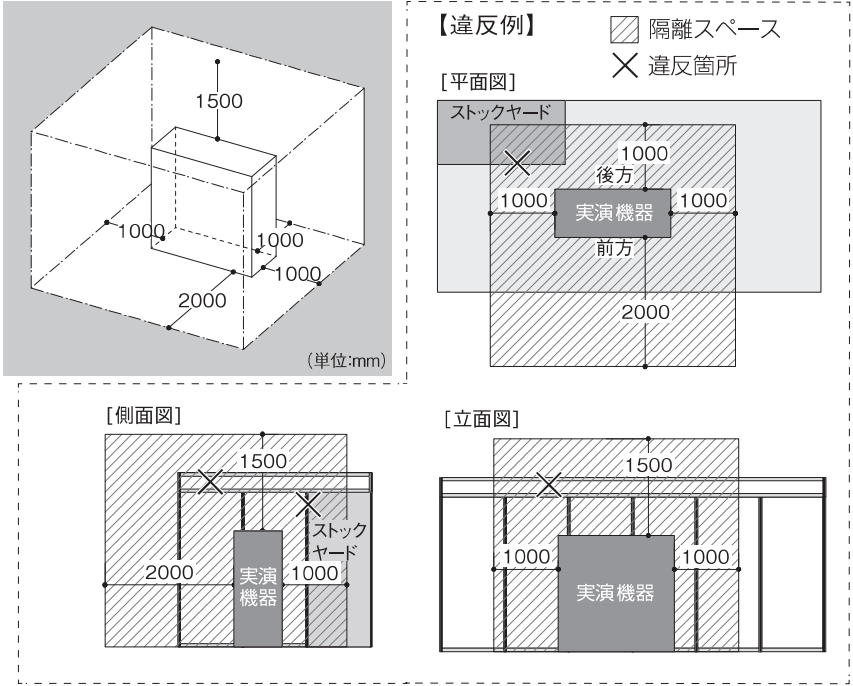
参考

○火気使用設備器具：炉（ピザ窯）、厨房設備（一部）
東京都火災予防条例別表で示された隔離距離内に可燃物を置かない。

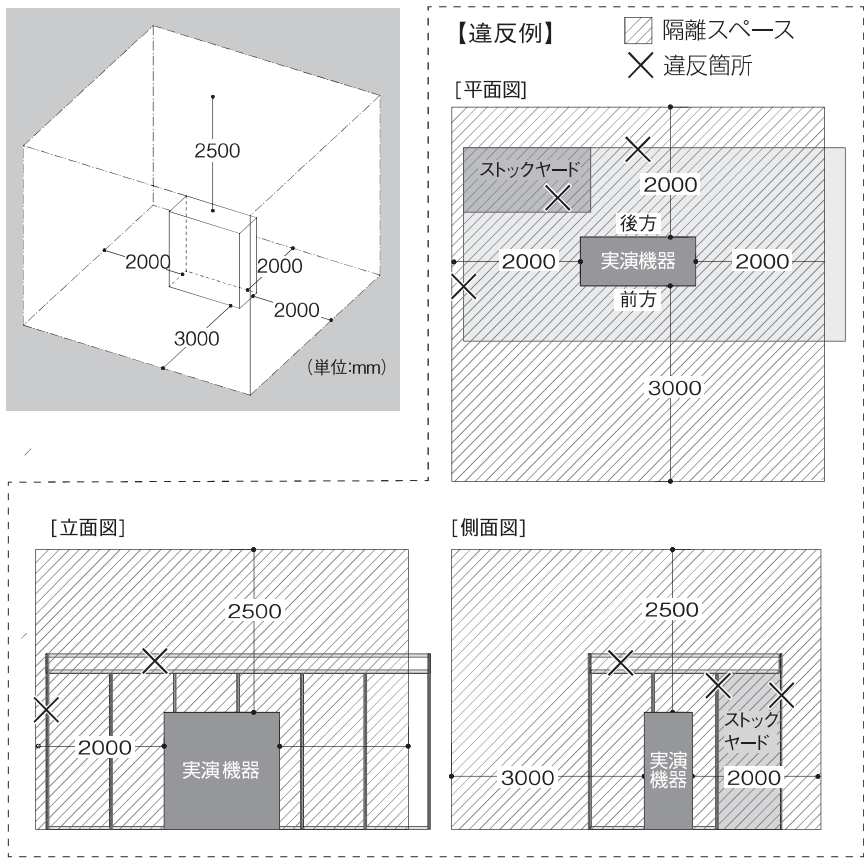
可燃物との隔離距離(300℃未満)



可燃物との隔離距離(300℃以上～800℃未満)



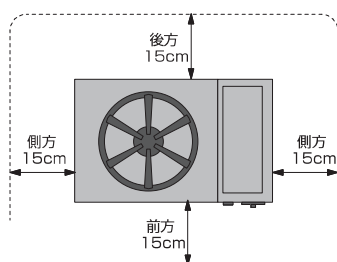
可燃物との隔離距離(800℃以上)



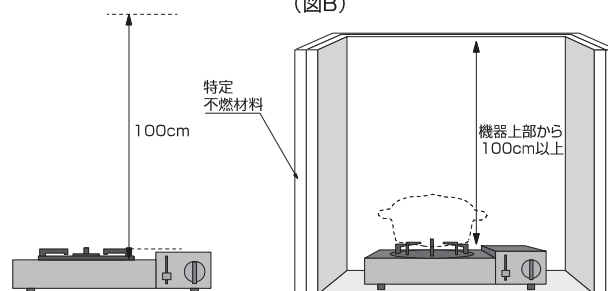
(2) ドロップイン式コンロ、キャビネット型グリル付コンロ（14kW 以下）、据置型レンジ（21kW 以下）の設置規定

- ① 機器上方 100cm 以内、側方・後方・前方 15cm 以内に可燃物を置かないでください。（図 A 参照）
 - ② 側方 15cm が取れない場合、厚さ 12mm 以上のせっこうボード 2 枚貼りで区画してください（図 B 参照）。その場合、間仕切り壁等と密着させないようにしてください。
- ※せっこうボード以外の方法もありますが、その場合は、特定不燃材料の壁を自立するように設置してください。

（図A）



（図B）



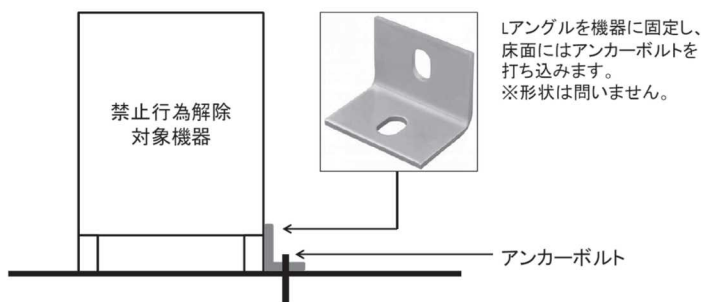
(3) 裸火（火気）使用時の転倒防止について（東日本大震災以降に強化された項目）

禁止行為解除対象機器に関して、地震動、その他の振動・衝撃により容易に転倒しないよう、必ず固定措置を講じてください。

ビンやボトル容器に対しても、容易に転倒しないように底面を粘着テープで固定するなどの対策を施してください。消防署から固定が不十分と判断された場合は、追加の固定措置を命ぜられます。L アンクル・アンカーボルト等で、4 点固定等確実な固定をしてください。

（例）L アンクルによる固定方法

L アンクルによる固定方法



(4) 本展における裸火（火気）使用時の遵守事項

- ① 同一形式の火気器具は、1 点のみとします。
- ② 気体燃料の消費量は、1 機種につき 58kW(49,000kcal) /h 以下とし、必ずガス漏れ警報器を設置してください。
- ③ 固体燃料の消費量は、1 日につき木炭 15kg、れん炭 10kg、その他 5kg 以下とします。
- ④ 液体燃料（灯油など）の使用は、禁止します。
- ⑤ ローソク、キャンドルランプの使用は、原則禁止します。
- ⑥ 裸火使用箇所は、危険物品・その他易燃性の可燃物および非常口などの避難施設から水平距離で 5m 以上離してください。
- ⑦ フライヤーなど煮沸器具を使用する場合、または来場者に面して熱源がある場合、来場者にやけどなどの危害をおよばないように保護措置を講じてください。
- ⑧ 試食などのためにフライヤーを使用する場合は、出展者の出展製品（機械）以外は電気式としてください。
- ⑨ 火花が発生する器具の場合は、床に敷物などを使用しないでください。火花の最大となる高さおよび幅で囲んだ円筒形の範囲内に、可燃物を置かないでください。
- ⑩ 使用場所までのガス配管は、金属管とし、継手はネジ、フランジまたは溶接とし、床面に固定してください。
- ⑪ 粉末消火器（能力 2 単位以上）を必ず備え、かつ表示をしてください（危険物品用との兼用可）。
- ⑫ 金属などを加温するためにバーナ、トーチランプを使用する場合は、開場時間外とし、いかなる理由でも開場時間中の使用、展示ホール内への持ち込み・保管は禁止します。
- ⑬ 裸火を使用する機器は、転倒防止のため固定してください。
- ⑭ 火炎の幅と長さがそれぞれ 20cm 以内 であれば、可燃物から 60 cm以上の離隔が必要です。
- ⑮ 火炎の幅あるいは長さが 20cm を超える場合は、その幅ないし長さに応じた離隔距離が必要です。事前に（株）昭栄美術へご相談ください。
- ⑯ 可燃物が転倒または落下するおそれのない場所としてください。
- ⑰ 台上で実演するものは、台についても耐震固定をしてください。
- ⑱ 実演機器の下面は不燃材料にしてください（台上で実演する場合、台上に不燃ボードを敷くか不燃材料で造られた机の上で実演してください）。
- ⑲ 火薬類の使用は禁止します。
- ⑳ ホール内総量規制により、申請される機器の使用が制限されることがあります。

5. 危険物品 に関する 展示規定

本展における危険物品持ち込み時の遵守事項

- ① 危険物品は、出入口・階段から水平距離 6m(危険物品の持ち込み量が多いときは 10m) 以上離してください。
- ② 危険物品は、火気使用場所から水平距離で 5m 以上離してください（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの安全措置を講じた場合を除く）。
- ③ 危険物品の持ち込みは、実演に必要な最小限の量とし、1 日の最大持込量で申請してください。
- ④ 燃料等の補給は、開場時間内には行わないでください。
- ⑤ 危険物品は、侵潤・揮発などで引火・着火の危険がないよう厳重に保管してください。
- ⑥ 危険物・指定可燃物の煮沸行為における油量は、機器等のカタログで定めた適量以下とします。
- ⑦ 展示のみに持ち込む危険物容器は、空き缶とします。
- ⑧ 展示・陳列用の車両の燃料は、必要最小限にしてください。
- ⑨ 接触、混合発火する恐れがある危険物品は、同一の場所で取扱わないでください。
- ⑩ 空き缶、残油は必ず持ち帰り、出展ブース内には置かないでください。
- ⑪ 可燃性蒸気の発生が著しい機器を使用する場合は、当該蒸気を屋外の安全な場所に排出する設備を設けてください。
- ⑫ 危険物品をブース内に持ち込んだ場合には、必ず粉末消火器（能力 2 単位以上）を備えかつ表示してください（裸火用との兼用可）。
- ⑬ 不燃性ガス（窒素ガス、支燃性・毒性ガス、ヘリウムガス、支燃性ガスなど）を使用するために、高圧ガスボンベを会場内に持ち込む場合は、十分に注意してください。
- ⑭ 機械本体と別になっている油槽は、法規制の対象となるので、管轄消防署の水張・水圧検査を受けた油槽を使用してください。
- ⑮ 液体を使用するものは、機器の耐震固定をするとともに漏えい時の処理材等を準備してください。
- ⑯ 保管は密栓し、他の物品と隔離してください。
- ⑰ 総量規制により、申請された量について持ち込み量の制限をさせていただくことがあります。
- ⑱ リチウムイオン電池に関して
基本的に実演を行ない稼働（充電を含む）がある場合は「危険物品の持ち込み許可申請書」が必要になります。
稼働（充電を含む）がなく、電池が密閉されている場合は申請が不要です。
また、常時携帯するもの（スマートフォンなど）は申請の対象外となります。
＊リモコン内蔵や予備の電池も含めて申請が必要です。
＊稼働がない場合はなるべくリチウムイオン電池を持ち込まない様お願いいたします。
- ⑲ 水素に関して
水素を燃料とする製品を持ち込まれる場合、稼働の有無に関わらず、いかなる場合においても「**危険物品の持ち込み許可申請書**」が必要になります。
また、水素サーバー、水素吸入器等の水素を発生させる製品は申請の対象外となります。
＊実演等を行う際は水素が滞留しないよう十分に注意してください。
- ⑳ その他、持ち込む危険物品により①～⑲以外の対応が必要になることがあります。

スタ
ゲジ
ユー
ールム

お
問
合
せ
先

施
設
概
要
内
容

ス
タ
ゲ
入
出
ユ
ール

ブ
ー
ス
装
飾
工
事

設
備
工
事

展
示
・
実
演

食
品
の
取
扱

裸
火
火
気
・
危
険
物
品

各
種
サ
ー
ビ
ス

集
客
・
広
報
活
動

通
輸
関
手
入
続
き